

ご注意事項

●「NISA口座へ移管する」(以下、「ロールオーバー」といいます)をご希望の場合

- 1.ロールオーバーをご希望の場合、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご返送ください。ご提出期限は、「2020年11月30日(月)【当行必着】」です。
- 2.ロールオーバーは、翌年の非課税枠を年末の時価に基づいて使用します。このため、翌年のNISA購入可能額は「120万円ーロールオーバーによる使用額」となります。なお、ロールオーバー対象の投資信託の年末の時価に基づく金額合計が120万円を超える場合は、上限が撤廃され、すべての残高をロールオーバーすることができます。ただし、この場合は、翌年の非課税枠での買付はできません。
- 3.ロールオーバーを行う場合は、翌年の「NISA」勘定が設定されている必要があります。年末時点で、翌年に「つみたてNISA」勘定が設定されている場合や、勘定未設定の場合には、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」によるお申出は無効とし、残高は課税口座へ移管させていただきます。
- 4.年内にNISAの買付注文をいただいても、受渡日が翌年となる場合は、翌年のNISA対象となります(この注文を「跨ぎNISA買付」といいます)。年末時点で跨ぎNISA買付注文とロールオーバーのご希望をいただいたファンドがある場合、ロールオーバーを優先して翌年の非課税枠を使用するため、当該買付が課税口座での買付となる可能性があります。
- 5.すでにロールオーバーのお申込みをされたNISA残高についても売却は可能です。ただし、年内に売却注文をいただいても、受渡日が翌年となる場合は、翌年の非課税枠を使用したうえでNISA売却が行われます。
- 6.お取引店の所在地が今後変更となった場合、各書面におけるお取引店の所在地が変更前のままであっても、変更後の所在地に読み替えて、取り扱います。
- 7.ロールオーバーのお手続き書類のご提出後にご希望を取り消す場合には、お取引店またはNISA対応フリーダイヤル(0120-330-655)までご連絡ください。なお、ご提出いただいた書類の返却はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

●「課税口座へ移管する」をご希望の場合

- 1.課税口座へ移管する投資信託の取得価額は、そのファンドの年末最終営業日の基準価額が適用されます。売却時には当該取得価額に基づき、譲渡損益が計算されます。
- 2.特定口座が開設されているものの、一般口座に移管を希望する場合および一般口座しかなく新たに特定口座を開設されたい場合には、あらかじめお取引店またはNISA対応フリーダイヤル(0120-330-655)よりお手続き書類をご請求ください。

投資信託に関するご確認事項

- ① 投資信託は預金ではありません。
- ② 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ③ 投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ④ 「投資した資産」の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入したお客さまご自身が負うことになります。
- ⑤ 購入した投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ⑥ 購入する商品の「目論見書」を受領し、十分に商品内容およびリスクをご理解ください。
- ⑦ 「投資信託約款・規定集」の交付を受け、内容をご確認ください。
- ⑧ 投資信託の募集・申し込み等の取り扱いは東京スター銀行、設定・運用は委託会社が行います。

詳しくは、お取引店または東京スター銀行NISA対応フリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

東京スター銀行
NISA対応フリーダイヤル
0120-330-655 (平日9:00~21:00/土・日・祝9:00~17:00)
携帯電話からもご利用いただけます。

商号等 株式会社東京スター銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号
本店所在地 〒107-8480 東京都港区赤坂二丁目3番5号 赤坂スターゲートプラザ
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

※本案内に記載の内容は2020年6月30日現在の情報に基づいて作成しております。

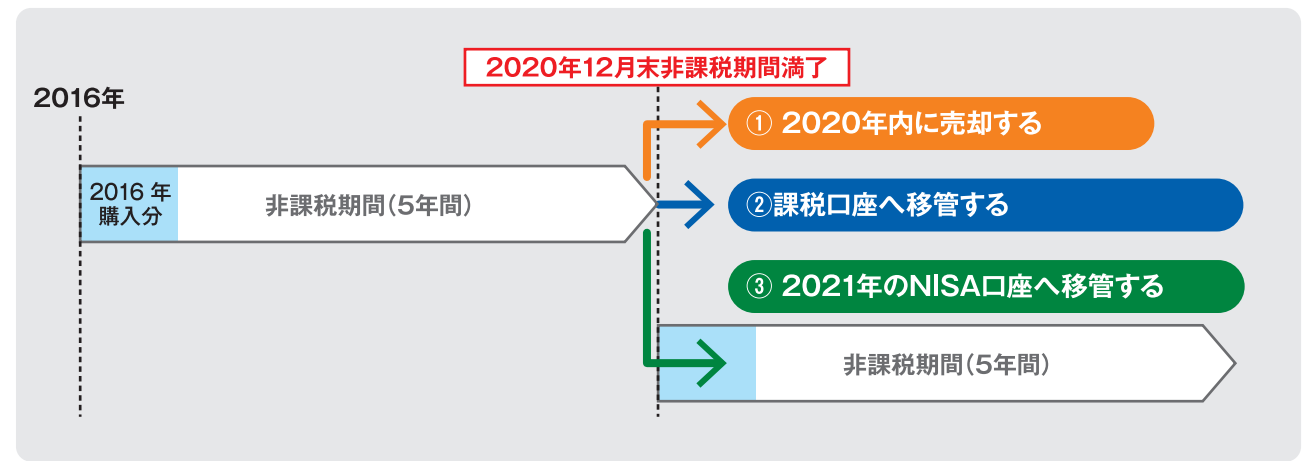


東京スター銀行

2016年にNISAで投資信託を購入されたお客さまへ

NISA非課税期間満了のお知らせとお手続きのご案内

- 2016年にNISA口座でご購入いただいた投資信託の5年間の非課税期間は、2020年12月末を以って満了となります。これに伴い、下記①～③のいずれかよりお客さまのご意向をお決めいただき、お手続きが必要な場合は、それぞれの期限までにお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。
- 対象となる投資信託の明細は、同封の「NISA非課税期間満了に伴う今後の取り扱いに関するお手続きのご案内」にてご確認ください。



↓ ご選択肢 (2016年にNISA口座でご購入分の投資信託が対象です)

① 2020年内(非課税期間内)に売却する

お手続き	店頭・テレホンバンク(0120-81-8689)またはインターネットにてご注文ください。	期限	受渡日が2020年内となるご注文まで ※ファンドにより受渡日が異なります。
------	--	----	--

② 課税口座へ移管する

お手続き	不要です。	2020年末の時価を取得価額として、残高は自動的に課税口座へ移管されます。移管後に生じた譲渡益・普通分配金は課税されます。
------	-------	---

③ 2021年のNISA口座へ移管する(ロールオーバーする)

お手続き	同封のお手続き書類にご記入のうえ、ご返送ください。	期限	2020年11月30日(月)まで【当行必着】
------	---------------------------	----	------------------------

お手続き内容によっては、お客さまに書類をご準備いただく必要がある場合があるほかに、上記期限内にご返送いただいても、必要書類の不備等により、お手続きにお時間をいただく場合がございますので、お早めにお手続きください。

■ご意向をお決めいただくにあたり、担当者がご相談を承ります。希望される場合は、お取引店または裏面末尾のNISA対応フリーダイヤルまでお問い合わせください。最終的なご判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。また、具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

※お手続きの詳細等は中面をご確認ください。 >>>>

① 2020年内(非課税期間内)に売却する

お手続き 店頭・テレホンバンク(0120-81-8689)またはインターネットにてご注文ください。

★ご注意点★

- ・受渡日が2020年内になるご注文までが『年内(非課税期間内)の売却』となります。
- ・ご注文から受渡日までの所要日数はファンドごとに異なります。またファンドによっては、海外休業日より通常より受渡日まで日数を要する場合もございますので、年内(非課税期間内)に売却をご希望の場合は、お時間に余裕をもってお手続きください。

② 課税口座へ移管する

お手続き **不要です。2020年末の時価を取得価額として、残高は自動的に課税口座へ移管されます。**

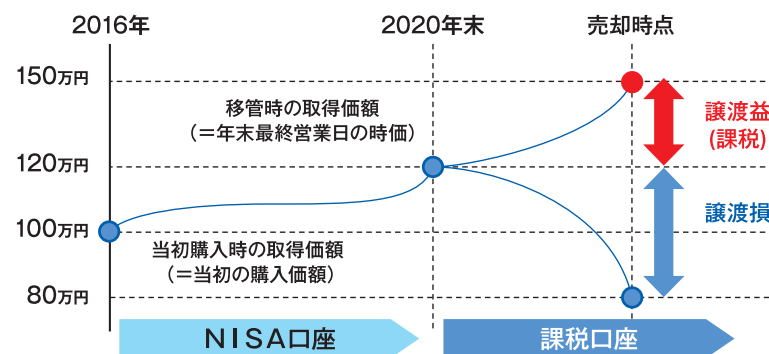
特定口座が開設されているものの、一般口座に移管を希望する場合および一般口座しかなく新たに特定口座を開設されたい場合には、あらかじめ、店頭または裏面末尾のNISA対応フリーダイヤルにお問い合わせください。

☆お客さまの課税口座の種別は、同封の「NISA非課税期間満了に伴う今後の取り扱いに関するお手続きのご案内」に記載しております。

課税口座へ移管する場合の特徴・注意点

- 課税口座へ移管すると、2021年以降の譲渡益・普通分配金に課税されます。
- 課税口座への移管により、取得価額(譲渡損益を計算する際の基準)は、2020年の最終営業日の時価に変更されます。NISA口座で当初に購入された際の取得価額とはならないため注意が必要です。課税口座での売却時における譲渡損益の考え方については、下記【図1】【図2】の各ケースをご参照ください。

【図1】例: 100万円でご購入いただいた投資信託を、120万円で課税口座へ移管した場合



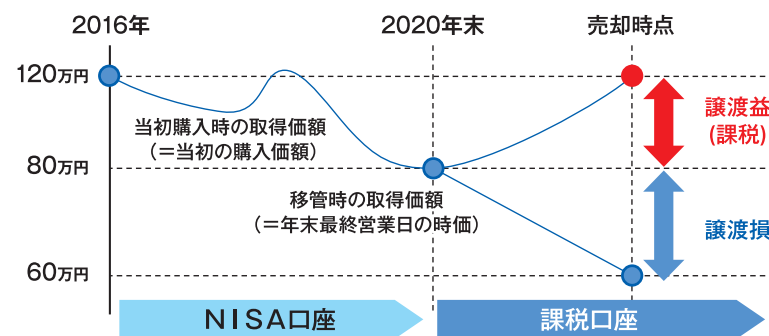
さらに値上がりして売却

売却価額150万円から移管時の取得価額120万円を差し引いた30万円が譲渡益として課税されます。

値下がりして売却

売却価額80万円から移管時の取得価額120万円を差し引いた40万円が譲渡損となり、他の投資信託等の譲渡益や配当等と通算ができます。

【図2】例: 120万円でご購入いただいた投資信託を、80万円で課税口座へ移管した場合



値上がりして売却

売却価額120万円から移管時の取得価額80万円を差し引いた40万円が譲渡益として課税されます。

さらに値下がりして売却

売却価額60万円から移管時の取得価額80万円を差し引いた20万円が譲渡損となり、他の投資信託等の譲渡益や配当等と通算ができます。

★ご注意点★ 課税口座への移管時の価額が当初のNISAでの購入価額より下落している場合、その後価額が上昇した際に売却すると、課税口座への移管時の価額との差が譲渡益として課税されます。〈上記【図2】の「値上がりして売却」のケースをご参照ください。〉

③ 2021年のNISA口座へ移管する(ロールオーバーする)

お手続き 同封の書類にご記入のうえ、**2020年11月30日(月)【当行必着】**までに
ご返送ください。

東京スター銀行(以下、当行)にて2021年のNISA口座をお持ちであることが必要です。お客さまの状況によって、お手続き書類が異なりますので、同封の書類ならびに下記をご確認いただき、必要書類をご返送ください。

☆当行におけるお客さまの投資信託口座等の情報は、同封の「NISA非課税期間満了に伴う今後の取り扱いに関するお手続きのご案内」に記載しております。

★ご注意点★ 期日間際でご提出の際は、書類不備等によりお手続きが間に合わない可能性があります。特に、当行で2021年の非課税枠をお持ちでない場合は、所轄税務署における確認や、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」のご準備(他の金融機関における発行手続き)等に、さらにお時間がかかります。他の金融機関でのNISA開設の有無は、お間違いなさよう十分にご確認のうえ、お早目のお手続きをお願いいたします。

当行で 2021年のNISA口座をお持ちのお客さま		当行で 2021年のNISA口座をお持ちでないお客さま	
[NISA] を選択している場合	[つみたてNISA] を選択している場合	どの金融機関でも NISAを開設していない場合	他の金融機関で NISAを開設している場合
同封の書類1枚に ご記入のうえ、ご返送ください。	同封の書類2枚に ご記入のうえ、ご返送ください。 ※[つみたてNISA]で行っていた積立買付 契約は、課税口座にて継続されます。	当行にて、 2021年のNISAの 非課税枠を設定する お手続きが必要です。 同封の書類2枚または3枚(※)に ご記入のうえ、ご返送ください。	当行に NISAの非課税枠を移す お手続きが必要です。 同封の書類2枚または3枚(※)に 加え、「勘定廃止通知書」または 「非課税口座廃止通知書」をお 客さまご自身で、ご用意いた だき、ご返送いただく必要がござ います。封入漏れの無いよう再 度ご確認ください。

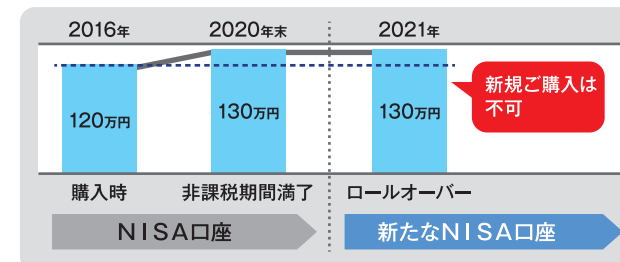
「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」とは、他の金融機関で開設しているNISAの非課税枠を当行へ変更する場合に、当該金融機関より発行される書類であり、お客さまご自身でお手続きが必要です。お手続きから発行まで数日かかる場合もございます。

(※)当行にマイナンバーをご提出いただいていない場合は、マイナンバー提供書類に加え、マイナンバー確認書類のコピー等が必要です。

2021年のNISA口座へ移管する場合の特徴・注意点

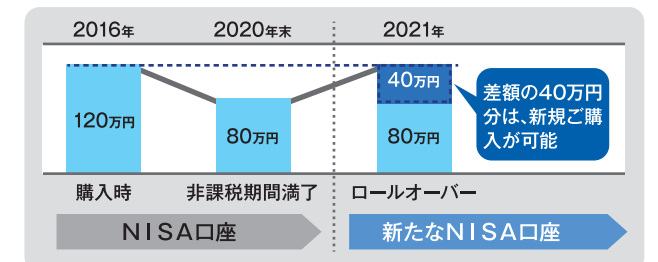
- 2016年の非課税枠でご購入分について、2021年以降も引き続き5年間は譲渡益・配当等が非課税となります。
- ただし、非課税期間中は売却による損失が出た場合も、他の投資信託等の譲渡益や配当等とは通算できません。
- ロールオーバーにより2021年分の非課税枠を利用することとなりますので、その分は、非課税での新たなご購入ができません(【図3】【図4】参照)。また、2021年はつみたてNISAをご利用いただくことができません。

【図3】2020年12月末の時価が
2021年の非課税枠(120万円)以上の場合



2021年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠のすべてを利用するため、新たなご購入はできません。

【図4】2020年12月末の時価が
2021年の非課税枠(120万円)未満の場合



2021年の非課税枠120万円に満たないため、120万円までの差額は、新たなご購入ができます。